

AirPouch® 600™ – 最高レベルの柔軟性を備えた、充填パウチ および緩衝用包装材料、空隙充填資材用高速空気注入システム

AirPouch®600™は、高い生産性および低メンテナンス操作に最適で、非常に幅広い用途の保護包装システムに対応します。重さわずか13kg、高さは254mm未満とコンパクトな全自動システムで、スタンドアロン型または卓上ユニットとしても使用できるほか、さまざまなアクセサリと統合すれば作業効率を向上させることが可能です。

毎分最大23mまでの資材を処理し、オペレータによるゲスワークを削減できるユーザーフレンドリーコントロールパネル機能を搭載しています。温度および送風設定があらかじめ設定されているため、資材のコンフィグレーションやサイズを選択するだけでシステムが自動で調整してスムーズに作業を行います。また、コントロールパネルを使用してアプリケーションに最適のパラメータを設定することもできます。高圧送風機により空気注入と生産量を増大させることができるほか、高度なシーラー設計により輸送サイクルを通して保護包装材料にしっかりと空気が入っている状態を保ちます。

特許取得済みの切断機を使わない独自設計で、同様のインフレーションシステムでよくみられる摩耗品を削減します。ツールを使用しないベルト取り外し機能と共に、メンテナンスが簡単になり、長期にわたる信頼性が実現しました。

用途

- 通信販売発送業務
- 医療品
- サードパーティー
ロジスティクス
- 契約梱包/発送業務



アイコンベースで設定できる、使いやすさを重視した新タッチパッド

あらゆるオペレーションに無理なく対応可能な省スペース型軽量マシン

チューブからラップ、パウチへの切り替えが容易なシンプルスイッチ

箱入り資材に端から端までしっかりと空気を注入し、ロール状保護包装にありがちな無駄を排除

特長とメリット

スピーディー

毎分最大23メートルを生産

直感的制御

最適な設定がプリセット、オペレータによる調節も可能

統合が簡単

自動起動センサーで全システムを同時に起動し、システム使用中はアクセサリに信号を送ります

柔軟性

AirPouch 600は、独立した空気注入ユニットに代わる経済的で省スペースな製品です。1つのシステムで、1つまたは複数の包装ステーションに対応し、以下のようなあらゆるタイプの資材を組み合わせることで、業界標準の最小要件を満たしています：

• FastWrap™ 緩衝用バブル

溝を巡らせた特許取得済みのハニカム（ハチの巣）設計により多方向の包装が可能、製品を効果的に保護します。



• 空隙充填用 FastWrap™ チューブおよびツインパウチ

軽量かつ清潔に角や端を保護する製品です。



• EZ-Tear™ 充填パウチ

特許取得済みで独自の各パウチの穿孔加工により迅速かつ容易な処理と切り離しのしやすさを実現。



信頼性

AirPouchのフィルムはすべて熱圧着性と穿刺抵抗に優れ、EarthAware®リサイクルおよび生分解性*を標準的に備えています。これら軽量素材は、オンデマンド膨張型の箱に大量に梱包されるため、無駄を排除し保管や輸送にかかるコストを削減します。

システム対応素材

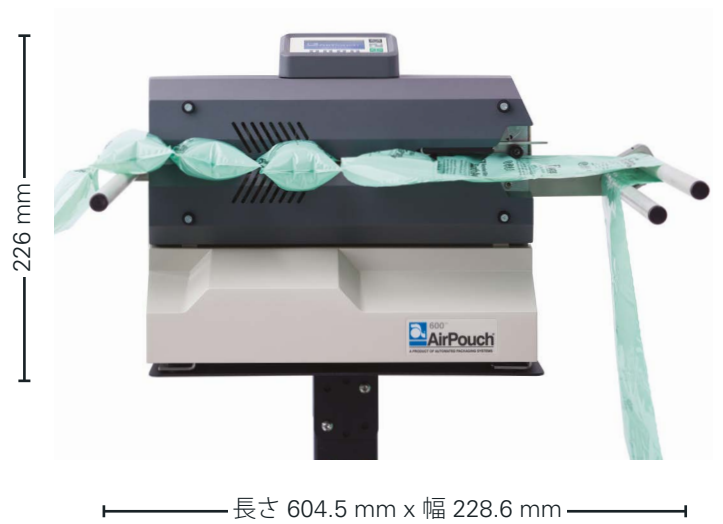
サービス&サポート

カスタムエンジニアリング&統合

オプション

- 調整可能なスタンド
- 資材シェルフ
- FastWrap巻き付け機
- 標準およびカスタマイズ可能なパウチホッパー
- オーバーヘッドタワーアセンブリ
- センサー
- 610 mmコンバージョンキット
- フットペダル

技術要件



重量	13 kg
電気	100-240V、単相、50-60Hz、2.4kW

AirPouch 600は小規模の包装作業にもご利用いただけます。

*特異的な環境下で900日間に49.28%の生分解性。その他生分解性に関する証拠はありません。カリフォルニア州では現在、プラスチック製品における生分解性のラベル表示は禁止されています。

☎ 049-227-6066 ✉ info@autobag.jp 🌐 autobag.jp

🏠 Automated Packaging Systems Japan
〒350-0164
埼玉県比企郡川島町吹塚 818-1-101

 **Automated**
PACKAGING SYSTEMS
Japan

© June 2019 Automated Packaging Systems. 機能、オプション、技術仕様は変更される場合があります。© または ™ マークが付された名称は、Automated Packaging Systems, Inc. が米国において商標として登録済みである、または別途商標権を請求しているものです。これらのマークは他の国でも登録されている場合があり、かかる権利が認められる国においては、判例法上の権利が適用されます。